

宮城県庁県民駐車場の駐車料金の誤徴収について

県庁県民駐車場を年末に利用した方から、駐車場料金システムの設定誤りにより、本来の駐車場料金よりも過大に徴収していたことが判明しました。

1 概要

令和7年12月29日(月)から同年12月31日(水)の県庁県民駐車場の駐車場料金システムの設定を誤り、本来、休日料金で請求すべきところ、平日料金を請求したため、過大徴収となったもの。

2 過大徴収の対象となった時間及び台数並びに金額

(1) 県庁県民第1駐車場

- ・令和7年12月29日(月)17:55から同年12月31日(水)15:45までに精算された方
- ・対象台数:185台、過大徴収金額:73,100円(185台総額)

(2) 県庁県民第2駐車場

- ・令和7年12月29日(月)0:00から同年12月31日(水)15:45までに精算された方
- ・対象台数:116台、過大徴収金額:43,500円(116台総額)

合計 301台、過大徴収金額 116,600円(301台総額)

3 発生原因

- ・令和7年3月に県庁県民駐車場の各機器を更新し、管理委託会社において令和7年度一年間の平日及び休日の設定を行ったが、第2駐車場の機器について、年末年始閉庁日における休日設定の入力が漏れていた。
- ・令和7年12月29日に、利用者からの連絡を受けて同社の社員が第2駐車場の機器の設定を変更しようとしたが、誤って平日設定を継続してしまったほか、本来設定変更の必要がなかった第1駐車場の機器に誤った設定変更を行ってしまったため、第1、第2駐車場の両方が同月29日から31日まで平日設定になってしまったもの。

4 対応状況

- ・令和7年12月29日の16:35頃、コールセンターへの利用者からの問い合わせにより発覚
- ・同日及び翌日にかけて、管理委託会社の社員が対応したものの、作業ミスが重なるなどした結果、同年12月31日の15:45に正しい設定への変更が完了
- ・県庁県民第1駐車場及び第2駐車場と県庁1階の事前精算機に返金等にかかるお知らせを貼り出すとともに、管財課のホームページで同様のお知らせを行った。
- ・連絡が取れた利用者の方にはお詫びの上、管理委託会社から順次返金処理を行う。

5 再発防止策

- ・県から、管理委託会社に対し、機器マニュアルの確認など、社員教育の徹底等について要請した。
- ・管理委託会社において、年末年始の閉庁日の前は、精算機の設定を複数の社員で確認するとともに、確認した設定内容について、機器から出力して県に提出し、確認を受ける。

6 問い合わせ先

アマノマネジメントサービス(株) AMS お客様さぼーとセンター
0120-951-365(24時間 365日受付)

7 参考

駐車場使用料

平日	昼間	入場から80分以内まで	1台につき	100円
		20分までごとに	1台につき	100円
夜間		60分までごとに	1台につき	100円
休日		60分までごとに	1台につき	100円

- (1)「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、日曜日、土曜日、祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。
- (2)「昼間」とは、午前8時から午後6時までをいい、「夜間」とは、午後6時から翌日午前8時までをいう。